



農業を支える人を、守る。



日本農業法人協会の
業務災害補償制度

経営ダブルアシスト[®]

業務災害総合保険

※この保険契約は、全国中小企業団体中央会を契約者とする全国中小企業団体中央会、都道府県中小企業団体中央会の会員である団体・協同組合等に加入している会員向け業務災害総合保険の団体契約です。

従業員の労災事故等によるケガの補償や法律上のトラブル・訴訟リスク等に備えていますか？

最大

団体割引等適用
のため保険料が

約 **56%** ^(※2)
割引!!

日本では、**農作業中の事故が年間3,800件以上発生** しています^(※1)。

農作業事故を「ひと」ごとではなく、「自己」のものと考え、備えられていますか。

事故例
1

トラクターが圃場から転落して**従業員がケガ**をし、
30日間入院をした。



事故例
2

農作業中に**従業員が熱中症**で**後遺障害**を負い、
安全配慮義務違反として法人が**損害賠償請求**を受けた。



「定額補償」と「賠償補償」のダブル補償で企業をがっちり守ります。

死亡事故等により賠償責任を負った場合の「賠償補償」と、死亡補償保険金や入院の治療費等の「定額補償」のダブル補償を実現しました。農業法人の皆様をがっちりお守りします。

(※1) 農林水産省HP「都道府県等から提供を受けた農作業事故情報の概要(平成23年4月から平成24年3月まで)」より引用

(※2) $[1-30\%(\text{団体割引})] \times [1-30\%(\text{過去の損害率による割引})] \times [1-10\%(\text{包括契約割引})] = 0.44 \rightarrow \text{最大約}56\% \text{割引}$

「健康経営優良法人認定制度」(※3)により認定を受けた法人を被保険者としてご加入される場合、さらに健康経営優良法人認定割引15%が適用されます。ただし、一部の特約の保険料には適用されません。

(※3) 経済産業省が実施する、優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。

上記割引は、2019年10月1日始期契約から2020年9月1日始期契約にご加入される場合に適用されます。割引率は、毎年の加入数、損害率等により見直されます。

補償内容

役員・従業員の皆さんをお守りする補償

基本補償

● 死亡補償・後遺障害補償

補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に**死亡された場合または後遺障害を被られた場合に補償**されます。



● 入院補償・通院補償・手術補償

補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に**入院または通院(往診を含みます。)**された場合や、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により**手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する所定の手術を受けられた場合に補償**されます。



主なオプション補償

● 役員・事業主等フルタイム補償

役員・個人事業主・政府労災特別加入者(役員(個人事業主)・海外派遣者を除く)の傷害リスクを24時間補償(ケガに関して業務中・業務外を問わず補償)します。
※個人事業主・政府労災特別加入者(役員(個人事業主)・海外派遣者を除く)を補償対象者とする場合、本特約のセットを必須とします。



● 退職時一時金補償

従業員の方が精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等または1~7級に相当する後遺障害を被り、その直接の結果として退職したときに補償されます。



● 地震・噴火・津波危険補償

補償対象者の業務中の地震・噴火これらによる津波等による身体障害を補償します。また、これらによって貴社が負担する法律上の賠償責任も補償します。



企業をお守りする補償

基本補償

● 使用者賠償責任補償

従業員の方等が業務上の事由または通勤により被った身体障害について、企業、役員の方等が法律上の**損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償**します。



● 法律相談費用補償

従業員の方等が業務遂行に起因すると疑われる身体障害を被り、企業、役員の方等があらかじめ引受保険会社(東京海上日動)の同意を得て弁護士等に**法律相談を行った場合の法律相談費用を補償**します。



主なオプション補償

● 雇用関連賠償責任補償

パワハラ・セクハラ・マタハラ行為に対する管理責任や不当解雇等により、企業、役員、管理職の方等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



● がん・介護休業時事業継続費用補償

補償対象者ががんによる休業または介護休業を連続して30日を超えて取得した場合に、被保険者が負担した営業継続費用等(従業員の職場復帰に資する費用等)を補償します。



● メンタルヘルス等業務上疾病対策費用補償

補償対象者の精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等について、政府労災保険の給付申請が行われた場合に所定の保険金(定額)を企業にお支払いします。



業種別の保険料例 (売上高: 1億円、払込方法: 月払)

● 耕種農業 月々**6,520円**

● 畜産業 月々**6,960円**

【上記保険料の契約条件】

● 以下の条件で試算した保険料になります。

業種: 耕種農業・畜産業

売上高: 1億円(役員24時間補償)

< 従業員 > 死亡・後遺障害1,000万円、入院日額10,000円、通院日額3,000円、

使用者賠償責任補償(1名・1災害につき1億円)

< 役員 > 死亡・後遺障害1,000万円、入院日額10,000円、通院日額3,000円

● 月払保険料のほかに制度維持費500円が毎月加算されます。

● 上記事例は参考例です。**実際の保険料算出には売上高と業種の情報が必要です。**詳しくは代理店または引受保険会社におたずねください。

このチラシは、「経営ダブルアシスト(業務災害総合保険)」の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことから記載されていますので、ご一読のうえ、保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合は、代理店までお問い合わせください。ご加入者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者(複数の場合には全員)にご説明いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

【取扱代理店】

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

【担当課支社】